

未利用口座管理手数料新設に伴う規定改定新旧表

関連する各規定に以下の条文を追加のうえ、条文追加以降の条番号を繰り下げる。

変更後	変更前
<p>【普通預金規定】</p> <p>1 6 .未利用口座管理手数料</p> <p>(1)最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、この預金口座を未利用口座とし（ただし、当行所定の要件に該当する場合を除きます。）、当行所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2)未利用口座管理手数料は、未利用口座から通帳・払戻請求書の提出なしに当行所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(3)未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約できるものとします。</p> <p>(4)前二項により引き落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。</p> <p>(5)第三項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、解約済の口座の再利用の求めには応じられません。</p>	<p>・左記条文を追加</p>
<p>【総合口座取引規定】</p> <p>2 0 .未利用口座管理手数料</p> <p>(1)最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、この預金口座を未利用口座とし（ただし、当行所定の要件に該当する場合を除きます。）、当行所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2)未利用口座管理手数料は、未利用口座から通帳・払戻請求書の提出なしに当行所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(3)未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく第 1 条 1 項各号に定める取引を解約し、この取引を終了することができるものとします。</p> <p>(4)前二項により引き落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。</p> <p>(5)第三項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、解約済の口座の再利用の求めには応じられません。</p>	<p>・左記条文を追加</p>

変更後	変更前
<p>【貯蓄預金規定】</p> <p>17.未利用口座管理手数料</p> <p>(1)最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、この預金口座を未利用口座とし（ただし、当行所定の要件に該当する場合を除きます。）、当行所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2)未利用口座管理手数料は、未利用口座から通帳・払戻請求書の提出なしに当行所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(3)未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約できるものとします。</p> <p>(4)前二項により引き落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。</p> <p>(5)第三項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、解約済の口座の再利用の求めには応じられません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •左記条文を追加
<p>【WEB口座預金規定】</p> <p>17. 未利用口座管理手数料</p> <p>(1) 最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、この預金口座を未利用口座とし（ただし、当行所定の要件に該当する場合を除きます。）、当行所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 未利用口座管理手数料は、未利用口座から通帳・払戻請求書の提出なしに当行所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(3) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約できるものとします。</p> <p>(4) 前二項により引き落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。</p> <p>(5) 第三項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、解約済の口座の再利用の求めには応じられません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •左記条文を追加

変更後	変更前
<p>【WEB 総合口座取引規定】</p> <p>2.0. 未利用口座管理手数料</p> <p>(1) 最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、この預金口座を未利用口座とし（ただし、当行所定の要件に該当する場合を除きます。）、当行所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 未利用口座管理手数料は、未利用口座から通帳・払戻請求書の提出なしに当行所定の方法により引落してできるものとします。</p> <p>(3) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく第 1 条各項に定める取引を解約し、この取引を終了することができるものとします。</p> <p>(4) 前二項により引き落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。</p> <p>(5) 第三項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、解約済の口座の再利用の求めには応じられません。</p>	<p>・左記条文を追加</p>

以 上